

後期高齢者医療

保険料の年金天引きが始まります

昨年の4月から後期高齢者医療制度が始まりました。

加入している方は、保険料を支払っていただくこととなります。

4月の年金から天引き（特別徴収）される方には、天引きされる金額を4月の中旬にお知らせします。

なお、申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は、前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成21年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎52-11111（内線227・217）



市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方へ

手当を振り込みました

平成20年度後期分の扶助料・遺児手当を3月31日（火）付けで振り込みました。

振り込みがされていない場合は、至急ご連絡ください。

また、次回分から振込先を変更したい方は、印かんを持参のうえ、いきいき広場までお越しください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

あいち森と緑づくり税

県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、森と緑を守り育てるための事業を行うため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入します。

個人県民税（住民税）の納税義務者の方には、平成21年度分から均等割（年額1,000円）に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、平成21年4月1日以降開始する事業年度分から、均等割（年額2万円～80万円）の5%（年額1,000円～4万円）を「あいち森と緑づくり税」として、

それぞれ加算してご負担いただきます。

「あいち森と緑づくり税」を活用して環境保全や防災性の向上など、私たちの快適な暮らしを支えてくれる森と緑を健全な状態で将来に引き継いでいくために、

①森林の整備、②里山林の保全、③都市緑化の推進、④環境学習などの支援などの事業を進めます。

問合せ先

「あいち森と緑づくり税」に関すること
西三河県税事務所
☎0564-2712713

「あいち森と緑づくり事業」に関すること

県森と緑づくり推進室（森林・里山林に関すること）
☎52-954-6455

県公園緑地課（都市の緑に関すること）
☎052-954-6526

県環境政策課（環境学習に関すること）
☎052-954-6210

高浜市みなでまちを

きれいにしよう条例が

4月1日から施行されます

市民の快適で清潔な暮らしを阻

害する身近な問題を防止し、きれいで住みやすい地域社会をつくることを目的に定められた条例が施行されます。皆様の積極的な環境美化活動をお願いします。

●遵守事項・禁止事項

①ごみステーションなどの利用上のルールを規定

②資源ごみ分別収集拠点からの資源再生物の持去りを禁止

③空き缶など、吸い殻などの放置、投棄を禁止

④回収容器の設置および管理について規定

⑤犬、猫の管理について規定

⑥犬猫などのふんの放置、投棄を禁止

⑦土地の管理について規定

⑧落書きを禁止

市内で②③⑥⑧の禁止行為を行う悪質な違反者には罰則が課されることとなります。

●環境美化推進地域の指定

市民または事業者が積極的に環境美化活動に取り組む地域を地域の求めに基づき「環境美化推進地域」として指定し、活動を支援していきます。

問合せ先

市役所市民生活グループ
☎52-11111（内線263・265）